第２表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第１表１．⑵関係）		販売費（第１表２．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
普及開発関係費	―	各部門原価比又は直課された各部門普及開発関係費比		

第２表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第１表１．⑵関係）		販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第１表３．⑵及び４．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
普及開発関係費	―	各部門原価比（当該各部門原価のうち電気事業報酬の額については、特別関係事業者（一般送配電事業者である者ものに限る。）がいる場合を除き、第四条第二項第二号又は同条第三項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を内容ごとに一般送配電事業等に係る各部門設備別帳簿価額比で整理し、総電気事業報酬額から当該一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を控除した額を内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（各部門設備については、一般送配電事業等に係る各部門設備を除く。）で整理して得た額を用いるものとする。「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）」及び「法人税等」において同じ。）又は直課された各部門普及開発関係費比		